

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 決算日の変更

**Q** : 当社は、年1回3月決算の法人です。会社の事業の都合で、来年度以降は12月決算にしたいのですが、決算日の変更はできるのでしょうか。

**A** : 定款の変更をすれば、決算日を変えることができます。

### 【解説】

企業の決算日は、通常その会社の定款で「営業年度」が定められていると思いますので、決算日を変更したい場合には、その会社の定款の変更が必要になります。

この変更は、社員総会や株主総会を開催して、定款の「営業年度」の変更の決議を行うこととなります。

なお、決算日の変更に伴うその変更時の事業年度は、通常年1期(12か月)の営業年度となっても、1年未満となります。たとえその事業年度の期間が1か月とか2か月とかの短期間であっても、1事業年度として会社の決算や確定申告をすることになります。

また、決算日を変更した場合には、税務署、都道府県及び市町村に対し、変更前の事業年度及び変更後の事業年度などを記載した届出書を提出しなければなりません。

事業年度の変更により、中途半端な月数の事業年度が経過的に生じた場合には、減価償却の償却率や交際費の損金算入限度額、同族会社の留保金額及び税額の計算、法人税の税率、事業税の標準税率などの計算に当たって、月割りの問題に注意してください。

